

項の受託者に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、当該受託者に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

第九条の五 受益者等が存しない信託について、当該信託の契約が締結された時その他の時として政令で定める時（以下この条において「契約締結時等」という。）において存しない者が当該信託の受益者等となる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の契約締結時等における委託者の親族であるときは、当該存しない者が当該信託の受益者等となる時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。

（政令への委任）

第九条の六 受益者等の有する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における第九条の二第一項の規定の適用、同条第五項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するか否かの判定その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 財産の所在

第十条 次の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。

一 四 省略

五 保険金については、その保険（共済を含む。）の契約に係る保険会社等（保険業又は共済事業を行う者をいう。第五十九条第一項において同じ。）の本店又は主たる事務所（この法律の施行地に本店又は主たる事務所がない場合において、この法律の施行地に当該保険の契約に係る事務所を行う営業所、事務所その他これらに準ずるものを有するときにあつては、当該営業所、事務所その他これらに準ずるもの。次号において同じ。）の所在

六 八 省略

九 法人税法第二十九条（定義）に規定する集団投資信託又は同条第二十九号の二に規定する法人課税信託に関する権利については、これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在

（財産の所在）

第十条 同上

一 四 同上

五 保険金については、その保険の契約に係る保険会社の本店又は主たる事務所の所在

六 八 同上

九 合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及び同条第二十八項に規定する外国投資信託で委託者非指図型投資信託に類するものを除く。）をいう。）、投資信託

十十三 省 略
214 省 略

(配偶者に対する相続税額の軽減)

第十九条の二 省 略

214 省 略

5 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が、隠ぺい仮装行為に基づき、第二十七条の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していなかった場合において、当該相続又は遺贈に係る相続税についての調査があつたことにより当該相続税について更正又は決定があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「相続税の総額」とあるのは「相続税の総額で当該相続に係る被相続人の配偶者が行つた第六項に規定する隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額を当該財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に含まないものとして計算したもの」と、「課税価格の合計額のうち」とあるのは「課税価格の合計額から当該相当する金額を控除した金額のうち」と、同号イ中「課税価格の合計額」とあるのは「課税価格の合計額から第六項に規定する隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額（当該配偶者に係る相続税の課税価格に算入すべきものに限る。）を控除した金額」と、同号ロ中「課税価格」とあるのは「課税価格から第六項に規定する隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額（当該配偶者に係る相続税の課税価格に算入すべきものに限る。）を控除した金額」とする。

6 前項の「隠ぺい仮装行為」とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が行う行為で当該財産を取得した者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することをいう。

(贈与税の配偶者控除)

第二十一条の六 省 略

(同条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。)又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第十三項(定義)に規定する特定目的信託をいう。)に関する権利については、これらの信託の引受けをした営業所又は事業所の所在

十十三 同 上
214 同 上

(配偶者に対する相続税額の軽減)

第十九条の二 同 上

214 同 上

5 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の納税義務者が、同項の被相続人の配偶者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき、第二十七条の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していなかった場合において、当該相続又は遺贈に係る相続税についての調査があつたことにより当該相続税について更正又は決定があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る第一項の規定の適用については、同項第二号イの課税価格の合計額及び同号ロの課税価格に相当する金額には、当該配偶者に係る相続税の課税価格のうちその隠ぺいし、又は仮装した事実に基づく金額に相当する金額を含まないものとする。

(贈与税の配偶者控除)

第二十一条の六 同 上

2 前項の場合において、贈与をした者が同項に規定する婚姻期間が二十年以上で

2| 前項の規定は、第二十八条第一項に規定する申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に、前項の規定により控除を受ける金額その他その控除に関する事項及びその控除を受けようとする年の前年以前の各年分の贈与税につき同項の規定の適用を受けていない旨の記載があり、かつ、同項の婚姻期間が二十年以上である旨を証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3| 省略

4| 前二項に定めるもののほか、贈与をした者が第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当するか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の申告書）

第二十九条 第四条に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第一百七十二条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 省略

（修正申告の特則）

第三十一条 省略

2 前項に規定する者は、第四条に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第一百七十二条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3・4 省略

ある配偶者に該当するかどうかの判定は、同項の財産の贈与の時の現況によるものとし、当該期間の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

3| 第一項の規定は、第二十八条第一項に規定する申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に、第一項の規定により控除を受ける金額その他その控除に関する事項及びその控除を受けようとする年の前年以前の各年分の贈与税につき同項の規定の適用を受けていない旨の記載があり、かつ、同項の婚姻期間が二十年以上である旨を証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4| 同上

（相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の申告書）

第二十九条 第三条の二に規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第一百七十二条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 同上

（修正申告の特則）

第三十一条 同上

2 前項に規定する者は、第三条の二に規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、当該事由が生じたことを知つた日の翌日から十月以内（その者が国税通則法第一百七十二条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に修正申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3・4 同上

(更正の請求の特則)

第三十二条 相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由により当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額(当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額又は贈与税額)が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、その課税価格及び相続税額又は贈与税額につき国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。

一六 省 略

七 第四條に規定する事由が生じたこと。

八・九 省 略

(更正及び決定の特則)

第三十五条 省 略

2 税務署長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申告書の提出期限前においても、その課税価格又は相続税額若しくは贈与税額の更正又は決定をすることができる。

一四 省 略

五 第二十九条第一項若しくは同条第二項において準用する第二十七条第二項又は第三十一条第二項に規定する事由に該当する場合において、第四條に規定する事由が生じた日の翌日から十月を経過したとき。

3・4 省 略

(物納の要件)

第四十一条 省 略

2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産(当該財産により取得した財産を含み、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を除く。)でこの法律の施行地にあるもののうち次に掲げるもの(管理又は処分をするのに不適格なものとして政令で定めるもの(第四十五条第一項において「管理処分不適格財産」という。)を除く。)とする。

(更正の請求の特則)

第三十二条 同 上

一六 同 上

七 第三條の二に規定する事由が生じたこと。

八・九 同 上

(更正及び決定の特則)

第三十五条 同 上

2 同 上

一四 同 上

五 第二十九条第一項若しくは同条第二項において準用する第二十七条第二項又は第三十一条第二項に規定する事由に該当する場合において、第三條の二に規定する事由が生じた日の翌日から十月を経過したとき。

3・4 同 上

(物納の要件)

第四十一条 同 上

2 同 上

一・二 省略

三 社債（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等を除く。）及び株式（特別の法律により法人の発行する出資証券を含み、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二条第二項（旧有限会社の存続）の規定により株式とみなされる同法第三条第二項（商号に関する特則）に規定する特例有限会社の持分を除く。）並びに証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項（定義）に規定する証券投資信託をいう。）又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項（定義）に規定する貸付信託をいう。）の受益証券

四 省略

3 前項第三号に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。

一・二 省略

三 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

四 省略

五 省略

六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債

七 省略

4・5 省略

（調書の提出）

第五十九条 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの又は支給した退職手当金等（第三条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）について、翌月十五日までに、財務省令で定める様式に従って作成した当該各号に定める調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、保険金額又は退職手当金等の金額が財務省令で定める額以下である場合は、この限りでない。

一・二 同上

三 社債（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等を除く。）及び株式（特別の法律により法人の発行する出資証券を含み、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二条第二項（旧有限会社の存続）の規定により株式とみなされる同法第三条第二項（商号に関する特則）に規定する特例有限会社の持分を除く。）並びに証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項（定義）に規定する証券投資信託をいう。）又は貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項（定義）に規定する貸付信託をいう。）の受益証券

四 同上

3 同上

一・二 同上

三 同上

四 同上

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債

六 同上

4・5 同上

（調書の提出）

第五十九条 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの、支給した退職手当金等（同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、財務省令で定める様式に従って作成した当該各号に定める調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が財務省令で定める額以下のもについては、当該調

一 保険会社等 支払った保険金（退職手当金等に該当するものを除く。）に関する受取人別の調書

二 省略

2 信託の受託者でこの法律の施行地に当該信託の事務を行う営業所、事務所、住所、居所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した受益者別（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者別）の調書を当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、信託に関する権利又は信託財産の価額が一定金額以下であることその他の財務省令で定める事由に該当する場合は、この限りでない。

一 信託の効力が生じたこと（当該信託が遺言によりされた場合にあつては、当該信託の引受けがあつたこと。）。

二 第九条の二第一項に規定する受益者等が変更されたこと（同項に規定する受益者等が存するに至つた場合又は存しなくなつた場合を含む。）。

三 信託が終了したこと（信託に関する権利の放棄があつた場合その他政令で定める場合を含む。）。

四 信託に関する権利の内容に変更があつたこと。

3 省略

4 第一項各号及び第二項に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより第一項及び第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項及び第二項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書とみなす。

書に記載することを要しない。

一 保険会社（保険業法第二十条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者及び共済事業を行う者を含む。） 支払った保険金（退職手当金等に該当するものを除く。）に関する受取人別の調書

二 同上

三 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。） 引き受けた信託（投資信託以外の信託で受益者と委託者が同一人でない信託に限る。）に関する受益者別（第四条第二項第二号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別）の調書

2 同上

3 第一項各号に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより同項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書とみなす。

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第六十四条 省 略

- 2 前項の規定は、同族会社等の行為又は計算につき、法人税法第百三十二条第一項(同族会社等の行為又は計算の否認)若しくは所得税法第百五十七条第一項(同族会社等の行為又は計算の否認)又は地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十二条第一項(同族会社等の行為又は計算の否認)の規定の適用があつた場合における当該同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定について準用する。

3 省 略

- 4 合併、分割、現物出資若しくは法人税法第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転(以下この項において「合併等」という。)をした一方の法人又は他方の法人(当該合併等により交付された株式又は出資を發行した法人を含む。以下この項において同じ。)の行為又は計算で、これを容認した場合においては当該一方の法人若しくは他方の法人の株主若しくは社員又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

- 5 法人課税信託(法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。)の受託者又は第九条の二第一項に規定する受益者等について、前各項の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

- 一 法人課税信託の受託者については、法人税法第四条の六(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)の規定により、各法人課税信託の同条第一項に規定する信託資産等及び同項に規定する固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなす。

- 二 法人税法第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)の規定を準用する。

- 三 前二号に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は第九条の二第一項に規定する受益者等についての前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第六十四条 同 上

- 2 前項の規定は、同族会社等の行為又は計算につき、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第百三十二条第一項(同族会社等の行為又は計算の否認)若しくは所得税法第百五十七条第一項(同族会社等の行為又は計算の否認)又は地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十二条第一項(同族会社等の行為又は計算の否認)の規定の適用があつた場合における当該同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定について準用する。

3 同 上

- 4 合併、分割、現物出資若しくは法人税法第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人の行為又は計算で、これを容認した場合においては当該一方の法人若しくは他方の法人の株主若しくは社員又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

附 則

1
23 省 略

24 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条(公益信託)に規定する公益信託の委託者(その相続人その他の一般承継人を含む。)は、第九条の二第五項に規定する特定委託者に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する。

1
23 同 上

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

(信託財産に属する土地等の帰属)

- 第九条 信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は、当該信託の信託財産に属する土地等を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、法人税法第二十九条(定義)に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する退職年金等信託の信託財産に属する土地等については、この限りでない。
- 2) 信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。
- 3) 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第三十二条 省 略

2・3 省 略

- 4 税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは法人税法第十二条の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転(以下この項において「合併等」という。)をした一方の法人又は他方の法人(当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。)の行為又は計算で、これを容認した場合には当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等若しくはこれらの株主等と政令で定める特殊の関係のある者の地価税の

(信託財産に属する土地等の帰属)

- 第九条 信託財産に属する土地等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者が当該土地等を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託又は法人税法第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第二百二十八条第三項(基金の業務)若しくは第三百三十七条の十五第四項(連合会の業務)に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に属する土地等については、この限りでない。
- 一 受益者が特定している場合 その受益者
- 二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

- 2) 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。
- 3) 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、課税時期の現況による。

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第三十二条 同 上

2・3 同 上

- 4 税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは法人税法第十二条の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人の行為又は計算で、これを容認した場合には当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等若しくはこれらの株主等と政令で定める特殊の関係のある者の地価税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの者の地価税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかか

負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの者の地価税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、これらの者に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額を計算することができる。

5) 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者又は受益者について、前各項の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の受託者については、法人税法第四条の六（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）の規定により、各法人課税信託の同条第一項に規定する信託資産等及び同項に規定する固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなす。

二 法人税法第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）の規定を準用する。

三 前二号に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についての前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

ならず、税務署長の認めるところにより、これらの者に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額を計算することができる。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(信託財産の登記等の課税の特例)

第七条 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一 省 略

二 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から当該受益者(当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。)に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三 受託者の変更に伴い受託者であつた者から新たな受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

2 信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であつて、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人(当該委託者が合併により消滅した場合にあつては、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人)であるときは、当該信託による財産権の移転の登記又は登録を相続(当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあつては、合併)による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

(担保付社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例)

第十四条 担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該担保付社債につき担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第六十三条第一項(分割発行の場合の社債発行に関する登記)の規定によつてする登記又は鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)第三十条ノ二第二項(数回に分けて発行する担保付社債の登録)の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の当該担保付社債の金額の合計額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2・3 省 略

(信託財産の登記等の非課税)

第七条 同 上

一 同 上

二 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三 受託者の更迭に伴い旧受託者から新受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

2 前項第二号の規定は、委託者の相続人に信託財産を移す場合には、適用しない。この場合には、当該財産権の移転の登記又は登録を相続による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

(担保付社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例)

第十四条 担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該担保付社債につき担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一百九条ノ二第一項(分割発行の場合の担保付社債発行の登記)の規定によつてする登記又は鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)第三十条ノ二第二項(数回に分けて発行する担保付社債の登録)の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の当該担保付社債の金額の合計額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2・3 同 上

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 別表第一第一号(イ)からホまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

省略	省略
先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	千分の一
所有権、先取特権、質権及び抵当権以外の権利の信託の登記	千分の一
省略	省略

2-4 省略

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)

(一)～(九) 省略	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
		一 不動産の登記(不動産の信託の登記を含む。) (注)この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項(定義)に規定する立木をいう。	
省略	省略	省略	省略

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 同上

同上	同上
所有権以外の権利の信託の登記	千分の一
同上	同上

2-4 同上

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)

(一)～(九) 同上	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
		一同上	
同上	同上	同上	同上

十一 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。） (一)～(四) 省略 (五) 信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録 (六)・(七) 省略	省略	省略
	債権金額	千分の二 一件につき三
十二 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。） (一)～(三) 省略 (四) 信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録 (五)・(六) 省略	省略	省略
	債権金額 著作隣接権の 件数	千分の二 一件につき三 千円 省略
十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。） (一)～(四) 省略 (五) 信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録 (六)・(七) 省略	省略	省略
	債権金額 特許権等の件 数	千分の二 一件につき三 千円 省略
十四 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。） (一)～(四) 省略 (五) 信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録	省略	省略
	債権金額 実用新案権等	千分の二 一件につき三

十一 同上 (一)～(四) 同上 (五) 信託の登録	同上	同上
	出版権の件数	同上 千円
十二 同上 (一)～(三) 同上 (四) 信託の登録	同上	同上
	著作隣接権の 件数	同上 千円
十三 同上 (一)～(四) 同上 (五) 信託の登録	同上	同上
	特許権等の件 数	同上 千円
十四 同上 (一)～(四) 同上 (五) 信託の登録	同上	同上
	実用新案権等 の件数	同上 千円

二十二 特定鉱業権の登録（特定鉱業権の信託の登録を含む。）	二十一 省略	(一) 四 省略 (五) 信託の登録 一 質権の信託の登録 二 質権以外の権利の信託の登録 (六) (七) 省略	債権金額 有成者権等の 件数 省略	千分の二 一件につき三 千円 省略
			十九 鉱業権又は租鉱権（砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）の登録（鉱業権又は租鉱権の信託の登録を含む。）	(一) (二) 省略 (三) 信託の登録 一 信託の登録 二 信託の登録
二十一 省略	(一) (二) 省略 (三) 信託の登録 一 信託の登録 二 信託の登録	債権金額又は 極度金額 鉦区又は租鉦 区の数 省略	千分の二 一個につき九 千円 省略	二十 砂鉦権（砂鉦を目的とする鉦業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉦権（砂鉦に係るものに限る。以下この号において同じ。）の登録（砂鉦権又は租鉦権の信託の登録を含む。）
			二十 砂鉦権（砂鉦を目的とする鉦業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉦権（砂鉦に係るものに限る。以下この号において同じ。）の登録（砂鉦権又は租鉦権の信託の登録を含む。）	(一) (二) 省略 (三) 信託の登録 一 信託の登録 二 信託の登録
二十一 省略	(一) (二) 省略 (三) 信託の登録 一 信託の登録 二 信託の登録	債権金額又は 極度金額 鉦区又は租鉦 区の数 省略	千分の二 一個につき四 千五百円 省略	二十 砂鉦権（砂鉦を目的とする鉦業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉦権（砂鉦に係るものに限る。以下この号において同じ。）の登録（砂鉦権又は租鉦権の信託の登録を含む。）
			二十 砂鉦権（砂鉦を目的とする鉦業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉦権（砂鉦に係るものに限る。以下この号において同じ。）の登録（砂鉦権又は租鉦権の信託の登録を含む。）	(一) (二) 省略 (三) 信託の登録 一 信託の登録 二 信託の登録

二十二 同上	二十一 同上	(一) 四 同上 (五) 信託の登録 同上	同上 同上	同上 同上
			十九 同上	(一) (二) 同上 (三) 信託の登録 同上
二十一 同上	(一) (二) 同上 (三) 信託の登録 同上	同上 同上	同上 同上	二十 同上
			二十 同上	(一) (二) 同上 (三) 信託の登録 同上
二十一 同上	(一) (二) 同上 (三) 信託の登録 同上	同上 同上	同上 同上	二十 同上
			二十 同上	(一) (二) 同上 (三) 信託の登録 同上

<p>記以外の登記</p> <p>(四) 登記の更正の登記 (六二に掲げる登記を除く。)</p> <p>(五) 登記の抹消 (六二に掲げる登記を除く。)</p> <p>(六) 清算に係る登記</p> <p>イ 清算受託者の登記</p> <p>ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記</p> <p>ハ 清算結了の登記</p> <p>ニ 登記の更正の登記又は登記の抹消</p>	申請件数	万五千円
	申請件数	一件につき一万円
	申請件数	一件につき一万円
	申請件数	一件につき六千円
	申請件数	一件につき六千円
	申請件数	一件につき六千円
	申請件数	一件につき六千円
	申請件数	一件につき六千円
二十九〜三十二 省略		
三十三 認定個人情報保護団体の認定	認定件数	一件につき九万円
個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第三十七条第一項 (認定) の認定個人情報保護団体の認定 (政令で定めるものに限る。)		
三十四 省略		
三十五 銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認可		
(一) (ハ) 省略	省略	省略
(カ) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項 (兼営の認可) の規定に	認可件数	一件につき十五万円

二十九〜三十二 同上		
三十三 同上	同上	同上
個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) 第三十七条第一項 (認定) の認定個人情報保護団体の認定		
三十四 同上		
三十五 同上		
(一) (ハ) 同上	同上	同上
(カ) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項 (信託業務の兼営の認可)	同上	同上